

令和6年第9回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第46号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

日程第6

議案第47号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 2 ）

日程第7

議案第48号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

可決（ 28 ）

令和6年第9回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 9月27日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 9月27日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	下石	昭廣
3 番委員	内村	介貞
4 番委員	中石	均
5 番委員	馬渡	芳文
6 番委員	溝口	良信

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 6 年第 9 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 4 番委員の中石均さんと 5 番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 1 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 9 件 1 9 筆 12, 958 m²、うち田が 1 6 筆 9, 548 m²、畑が 3 筆 3, 410 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 5 7 番から 5 頁 6 5 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

2 番委員（下石 昭廣）

質問です。5 頁 6 5 番ですが、借人と貸人が同一人物というのはどうゆうことでしょうか。

事務局

この貸し借りは中間管理機構での契約の解除になります。自分の農地を中間管理機

構を通じて自分と契約している形になります。

2 番委員（下石 昭廣）

分かりました。

議長（溝口 良信）

他にありませんか。ないようですので、次の報告にすすみます。日程第 4、報告第 19 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 19 号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 1 件 1 筆 899 m²、田が 1 筆 899 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 7 頁 18 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見ありませんか。

ないようですので、次の議案にすすみます。日程第 5、議案第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 2 件 3 筆 1,675 m²、うち畑が 3 筆 1,675 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料 8 頁 27 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 27 番、受付年月日：令和 6 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字下鷹〇〇〇〇番〇他〇筆、地目：畑、面積：1,616 m²です。

渡人の要望による売買による所有権移転となります。受人は子供と一緒に新規就農をされる予定であり、当該農地に関しては露地野菜を栽培し申請人家族 3 世帯及び友人家族により自家消費される予定です。

農機具は軽トラック 1 台、管理機 2 台を父親と一緒に共同で使ってらっしゃいます。農地法第 3 条第 2 頁各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡 芳文）

受付番号 27 番は 9 月 25 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は今回の農地所有で露地野菜を栽培するものです。機械は耕運機、軽トラックを所有しています。農作業に従事する人数は 4 人です。

利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 28 番、受付年月日：令和 6 年 9 月 10 日、受入：〇〇〇〇、渡入：〇〇〇〇、申請地：樺山字後畑〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：59 m²です。

交換による所有権移転売買になります。受入と渡入の住居が隣接しており、それぞれの敷地内にお互いの所有している土地が存在しており利便性を考慮した交換になっています。受入の方がトラクター 1 台、バインダー 1 台を所有され、水稻を中心に耕作されています。当該農地はそのまま家庭菜園として使われる予定です。

農地法第 3 条第 2 頁各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号 28 番は 9 月 24 日に第 2 ブロック委員 4 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入の住まいは申請地の隣で、退職後主に水稻を中心とした農業をされています。今回の申請地は家庭菜園として使われる予定です。機械能力はトラクター、バインダーで、農作業に従事する家族は 2 名です。渡入と受入は親戚関係にあり、交換による所有権移転をするものです。状況から見ても有効に使用される見込みです。

利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

2 番委員（下石 昭廣）

譲渡理由が交換となっています。2 筆でてこないといけないのではないのでしょうか。

事務局

交換する場所が宅地でありまして、今回の農業委員会の総会にはあがってこないものです。申請地の部分が畑だったので今回申請されたものです。

2 番委員（下石 昭廣）

分かりました。

議長（溝口 良信）

他にありませんか。ないようですから、議案第 4 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 2 7 番と 2 8 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 4 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 2 7 番と 2 8 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 6，議案第 4 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 2 件 2 筆 1, 144 m²、うち田が 1 筆 854 m²、畑が 1 筆 290 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 4 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 1 1 頁 3 4 番から 3 5 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 3 4 番、受付年月日：令和 6 年 9 月 1 0 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇他〇名、申請地：稗田 15 番 14、地目：畑、面積：290 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は、一般個人住宅 1 棟、資金計画は借入になります。

こちらの農地は、第一種中高層住居専用区域です。農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉 休幸）

受付番号34番は9月24日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在借家住まいであり、子供の成長とともに手狭になってきたため、渡人との土地購入の話がまとまったため一般住宅を建設するものであります。

雨水については西側道路側溝に接続し、汚水については公共下水道へ接続するため特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局（井上 香）

受付番号35番、受付年月日：令和6年9月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇他〇名、申請地：樺山字大工原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：854 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は貸家8棟、資金計画は借入になります。こちらの農地は、第二種中高層住居専用区域です。農地法施行規定第44条第3号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（中石 均）

受付番号35番は9月24日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は賃貸住居の需要が見込める三股町樺山地区で貸家を建てる計画をしていたところ、本申請地が売りに出されていることを知り、面積的にも住宅を8棟建てるのに十分な広さを有していることから当地での転用を計画いたしました。

付近の作物及び家畜などの被害を及ぼさないよう十分配慮し工事に取り組まれるそうです。周囲にはブロック塀、周囲の農地には土砂が流れこまないように十分に配慮します。生活排水と雨水は北側道路の下水道へ接続、雨水は集水枡に設置し、

北側道路側溝へ放流します。

立地基準、一般基準を満たすことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

地図で見ますと、3103 番地の宅地も購入して、貸家住宅 8 棟を建設されます。入り口は町道から入れます。なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 34 番と 35 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 47 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 34 番と 35 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 48 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（

議案第 48 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今回、所有権移転は合計 23 件、39 筆 31,781 m²、うち田が 32 筆 26,443 m²、畑が 7 筆 5,338 m²でございます。利用権設定につきましては、合計 5 件 22 筆 81,695 m²、うち田が 9 筆 5,176 m²、畑が 13 筆 76,519 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転に関する総会資料 13 頁 92 番から 17 頁 114 番まで、利用権設定に関する総会資料は 18 頁 186 番から 190 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

2 番委員（下石 昭廣）

187 番の貸付者の方は初めて聞く社名ですがどんな会社ですか。

事務局

〇〇〇〇〇〇が社名変更になり、その名前となっています。

2 番委員（下石 昭廣）

分かりました。

議長（溝口 良信）

他にないですか。ないようですから、議案第４８号農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転及び利用権設定に関する総会資料、１３頁９２番から１８頁１９０番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第４８号農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について承認いたしました。

ここでおはかりいたします。９月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第９回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 １０時